

○一部事務組合下田メディカルセンター議会定例会条例

平成9年4月25日  
共立湊病院組合条例第3号

改正 平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、一部事務組合下田メディカルセンター議会の定例会は、毎年2回これを招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成24年2月27日共立湊病院組合条例第2号）

この条例は、平成24年5月1日から施行する。